

## 第783回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成28年12月21日（水曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（17名）

1 番 今津 久雄	2 番 岩本 誠司	3 番 浦田 久永
4 番 小川 節美	5 番 小島 久司	6 番 川島 照久
7 番 黒岩 重光	8 番 田村 磨利	9 番 所谷 頼尚
10 番 西山 讓	11 番 羽賀 久喜	12 番 濱田 頼之
13 番 細川 壯	14 番 細川 秀信	15 番 松本 功
16 番 保田 稔	17 番 山口 一晴	

4. 欠席者 なし

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局主幹 小松 憲司

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積について

○議長 今年もあと十日余りとなりました。みなさんにとりましては、暑い時期の農地パトロールをはじめいろいろとありがとうございます。おかげさまで、委員会の案件として大きなトラブルもなく円滑に推進してこられました。来年におきましてもよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、第783回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、1番今津久雄委員、2番岩本誠司委員にお願いします。

○議長 これより議事に入ります。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局員 それでは説明させていただきます。

番号27番です。場所は2ページに位置図をつけております。市立二ノ宮保育園の向かい側に広がる、主要地方道宿毛津島線沿いの農地のうちの1筆になります。

取得後は、稲を作るとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた山本行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書、契約書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

次に番号28番です。場所は3ページになります。市営西町地域振興住宅向かい、主要地方道宿毛城辺線から南側、周囲を住宅地に囲まれた農地1筆になります。

親から子への贈与で、取得後は季節野菜を作る計画が出されております。

譲渡人譲受人双方の住所は三原村にあり、農地を所有していることから確認のために三原村農業委員会から交付されました耕作証明が添付されております。

三原村に所有しております農地を子へ贈与を行うこととなり、それにあわせて宿毛市に所有している農地についてもこのたび贈与を行うものです。

本申請は双方から委任を受けた曾根行政書士（四万十市）から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

次に番号29番です。場所は4ページに位置図をつけております。高知県森連幡多木材共販所の向かい側に広がる農地のうちの1筆になります。

譲受人は四万十市在住ですが、既に周辺地域で水稻栽培を行っております。売買で、取得後は水稻を作るとの計画が出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長 続きます、受付番号27番について二ノ宮地区担当の川島委員さんお願いします。

○川島委員 【議案書をもとに27番朗読】

双方に確認したところ、隣の田んぼが●●●●さんの田んぼで、狭い所やけん他の人が買う言うてもいかんけん、うちがもらおうかいう事で、そのまま米も作ると、それで畦を取らして一つの田んぼにして作りたいという事でそういうことですから、審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 続きます、受付番号28番について西地区担当の山口委員さんお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに28番朗読】

先日、●●さんに電話をして確認をしました。事務局の方からあったように親から子への贈与という事でよろしく願いしますという事です。

○議 長 続きます、受付番号29番について山田地区担当の小島委員さんお願いします。

○小島委員 【議案書をもとに26番朗読】

双方に先日確認をしました。●●さんと●●さんとの間で登記が済んでいましたが、●●さんが死亡されたということで財産管理人の●●●●さんとの契約になったようです。●●●●さんは、うちの自分の家の真下の方ですが弟さんが家を取って大きな百姓をしております、それとセットになって田植えから稲刈りまで手伝いに行っておりまして、仕事もしております。土地も79.9a 耕作をしておりますので問題ないと思われま。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。

○議長 29番の譲受人渡人の住所について。JA高知はた2階とあるのは。

○事務局長 これは事務所の住所です。

○濱田委員 JAが事務所を貸している。

○事務局長 本人が住所を書いてきますのでね。

○議長 分かった、分かった。

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第1号」3件は、許可することに決しました。

○議長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案第2号、農地法第5条許可申請審査について説明いたします。

受付番号9番。申請場所は、議案書6ページの位置図を見ていただきたいと思います。藻津の地区に入りまして藻津集会所の前を歩いて2つ目の道を右折した場所になります。転用目的といたしましては、申請地は南向きで十分な日射量があり設備も南向きに設置でき電柱も近く、電力の販売も容易な為、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。太陽光発電施設設置に伴う農地の転用面積は 893 m<sup>2</sup>となります。資金計画といたしましては、土地取得費 275 万円、土地造成費 100 万円、太陽光パネル設置費 1,025 万円、この合計 1,400 万円を自己資金で賄うということです。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○議長 続きます、受付番号 9 番について、藻津地区担当の山口委員さんお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに 9 番朗読】

先日、●●さんの方には電話で奥さんと話をしまして、また、●●●●の担当の方とお話をしました。双方とも間違いはないのでよろしく申し上げますということです。以上です。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問等いただきたいと思います。

○議長 これ、造成計画はついてきちょうかね。

○事務局長 ついて来てます。

○議長 これじゃ全然分らんけんどよ。どんな造成、人家にかかるか。

○事務局長 それも全て隣地農地の同意書もらってますので。

○議長 わしら審議するに全然ないけんよ。周辺に害を与えるかどうかいう点を審議せんといかん。

○事務局長 20 c m って書いてますね。造成計画は表土剥ぎ取り約 20 c m。

○議長 20 c m あげるがか。

○事務局長 そうですね、地固めし太陽光発電設置。

- 議 長 それから周囲に側溝やるとかはない。隣の田んぼ等の。
- 事務局長 ついてません。既存の側溝に雨水は流すことになりますね。
- 議 長 県にあげる分については、全部詳細をあげようろ。
- 事務局長 もちろん全部一式です。
- 議 長 ここの委員会ではそれを省略しようろう。それも一緒にこれからは出していくべきではないろうかね。
- 事務局長 どうでしょうかね。ただなかなかこれをコピーするとこの位の（おおきさに）なる、みなさんの分になるとなかなかとは思いますがね。非農地証明等なんかは2枚3枚ですけどね。そこらへんは質問してもらったら、事務局の方でお答えしますのでね。毎回毎回、これより分厚くなる場合がありますのでね。そこはもう委員さんの質問に事務局の方がお答えするという。
- 議 長 全部やなしによ、造成の計画よ。こうするというところはないとね。
- 事務局長 造成計画については、ある場合は質問してもらったら事務局の方でお答えしますし、そのために隣地農地からの同意書もらってますのでね。造成計画だけみなさんにこうコピーしていうがもどんなものでしょうね。
- 議 長 それんないと。
- 事務局長 もしそれがいうことになったら事業計画書いうところを書いていきますんでね、それ1枚だけ送るということは可能ですけど、とてもこの申請書一式はこれより膨れることがありますのでね、まだ。
- 議 長 県でやるときは、これはあれやけど
- 事務局長 知ってます。
- 議 長 全部回して、議論しよる。

- 事務局長 県の総会とうちの総会はちょっとニュアンスが違いますので、
- 議長 一緒じゃないか。まあ、まあええわ。
- 所谷委員 地元の委員さんが現地を見ちょうがやろ。見て、だいたいおおよその話を聞いちょうがよね。
- 山口委員 はい。
- 所谷委員 それで弊害がないということなら。
- 山口委員 隣地ともちょっと間も空いていますし、隣の畑とかに太陽光発電がどれくらいになるかというのもあれですけど、それほど影響が出るような場所でもないかなと。
- 川島委員 隣地の許可もろうちょうがかえ。
- 事務局長 もろうてます全て。はい。当然もう隣地農地同意書は必須条件ですので。
- 山口委員 住宅地言うても、畑の前に2件あるくらいのもんで。
- 議長 道路端の借地は住みようが。
- 山口委員 住んでいます。
- 川島委員 隣地の許可もろうて隣がかまん言うたら、こっちの責任じゃあないわね。
- 議長 農業委員会ではよ、隣の宅地に対する配慮まで心配してこちらがどうのこうの言うことはないわね。
- この住宅の人も同意書に入っちょうが。隣。
- 事務局長 うちの農地法からはもう隣地農地同意書ですんでね。
- 議長 農地だけかえ。



○議長 長 これより採決をいたします。  
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 長 事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局員 それでは、議案書7ページになります。今回は1件で新規設定です。  
96番。場所は、橋上町橋上。主要地方道宿毛津島線と県道橋上平田線の交差点から橋上寄り松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。  
10月下旬に農地の所有者から、県外に住んでおり農地の管理ができないので借り手を探していると農地利用について相談があり、農地の所在地を確認し担当区域である濱田委員にその旨連絡し、今回の利用権設定に至っております。  
地目は田ですが、利用権の設定を受ける方は酪農を営んでいることから牧草地として利用する計画が出されており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。  
今回の利用権設定の申出は以上になります。

○議長 長 続きまして、96番について、橋上地区担当の濱田委員さんをお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに96番朗読】  
先程事務局からもありましたように、●●さんのお姉さんが私の近くにおって以前に他の人に相談しよったけど耕作放棄地になって私も心配しておりましたところ、●●●●さんが酪農家であり、まあ牧草を作るといふことでここにちょっと場所が離れていますが、これから奥に作るということとで双方に電話で確認しましたら是非お願いしたいということとで、両方

とも問題ないということですので以上です、よろしく申し上げます。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件については、事務局と委員さんから報告があり、審議の結果、問題なしということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第3号1件については、市に通知することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局員 事務局から4点お知らせいたします。

1点目は、先日開催されました農業祭についてのお礼です。当日はあいにくの雨模様となりましたが、農地・農業者年金相談コーナーの開設に際し会長をはじめ推進委員さん、スタッフで参加されておりました委員のみなさまありがとうございました。お疲れさまでした。

残念ながら農業者年金の新規加入には至りませんでした。加入推進の取り組みとして今年度2名の新規加入を目指しておりますので、目標達成に向けて、委員の皆さまからも引き続き若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますよう、お願いいたします。

2点目はお手元に配布いたしました、来年度の農業委員手帳についてです。見開き1週間、前年12月始まりのダイアリーには、農業委員会活動の予定と結果を記入できます。農業委員の身分証明書が付いていますので、農地法に基づく立入調査等など農業委員会活動の際の身分証明として活用

いただけます。付録資料として、改正された農業委員会制度の概要、農地法 3・4・5 条の許可基準や基盤法の利用権設定の条件、遊休農地対策などの概要をコンパクトに掲載。最新統計や関係機関の連絡先も載っており、農業委員会活動に必携の手帳です。どうぞ有効にご活用ください。

3 点目は、マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供についてのご願いになります。議案書に同封しておりましたのでご一読いただいていることと思いますが。趣旨をご理解いただき同意書の提出にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、お預かりいたします個人番号カードの写し等につきましては、関係法令・ガイドラインに基づき農業委員会事務局にて厳重に管理いたしますことを併せて申し添えます。

4 点目は、視察についてです。前回の総会終了後、視察の日程と行先について会長以下選考メンバーと事務局で協議を行い、大まかな日程として 2 月上旬頃、行先は四万十町に今年春に完成しました次世代施設園芸団地（ハウス見学）と隣接する滞在型市民農園（クライנגアルテンしまんと）及び日高村（村の駅ひだか）とすることになりましたので、ご提案いたします。

計画としましては、まず日高村へ移動し村の駅ひだかにて一日の売り上げが 100 万円を超える日もある農産直販所の様子を視察、「オムライス街道」と称して現在売出し中の「オムライス」を昼食に頂いた後、四万十町へ移動し県内最大面積を誇る 4.3ha の規模で今年春に完成した軒高 6m の次世代施設園芸団地ハウス内の施設見学と、あわせて隣接地の高知県で初めてとなる都市と地域の交流を通じて、地域の活性化及び移住・定住の推進を図る目的で整備された、滞在型市民農園（クライングアルテンしまんと）を視察することとしております。

なお、日程（案）は、次世代施設園芸団地の受入日があらかじめ毎週水曜日となっていることから先方と事前調整の結果、2 月第 2 週の水曜日（8 日）又は 1 月 25 日（水）のどちらかで受け入れ可能につき調整させていただきたいと思っております。日程が確定いたしましたら、出欠確認を含め後日書にてお知らせする予定です。

また、状況により内容が変更になる場合がありますのであらかじめご了承ください。

事務局からは以上です。

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第783回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時30分時閉会

平成28年12月21日

会　長

農業委員

農業委員